

第2回国勢調査はいつなのか？－国勢調査に係る統計史料を訪ねて【その8】

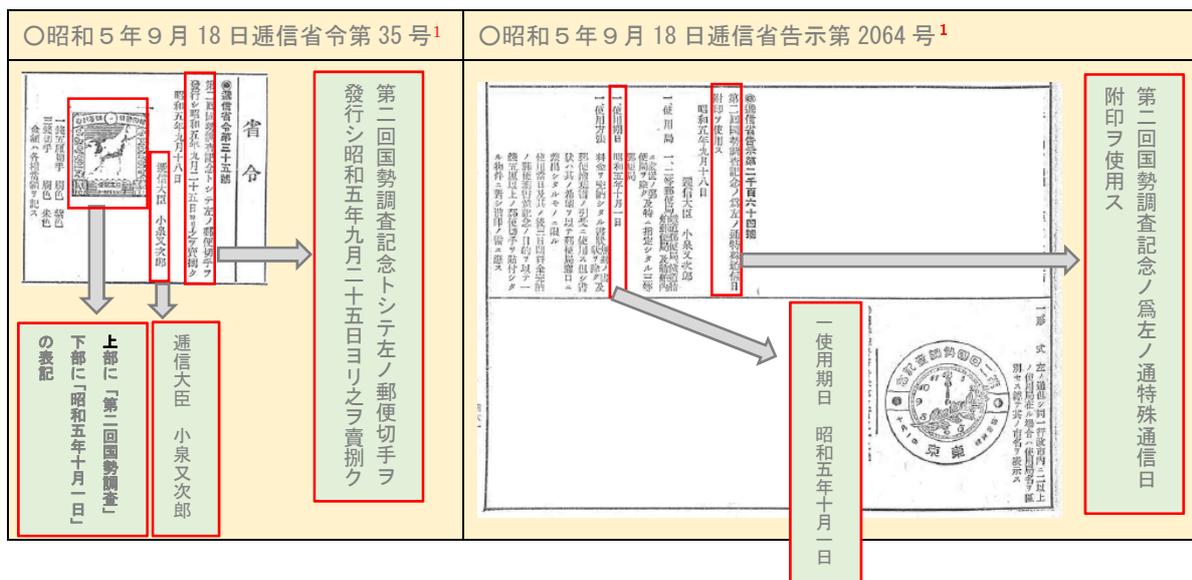
奥積 雅彦（総務省統計図書館）

令和2年（2020年）国勢調査は、大正9年（1920年）の第1回国勢調査から100年の節目を迎えます。これに関連して、本稿では、第2回国勢調査の記念切手等について調べてみましたので、その一端を紹介します。

1 第2回国勢調査の記念切手等について

第2回国勢調査の記念切手については、昭和5年（1930年）9月18日逓信省令第35号で定められています。また、第2回国勢調査の特殊通信日付印については、昭和5年9月18日逓信省告示第2064号で定められています。当該省令・告示（本文及び様式）において、「第2回国勢調査記念」と規定されています。

【余談】当該省令・告示の制定者である小泉又次郎逓信大臣は、小泉純一郎元内閣総理大臣の母方の祖父です。



2 記念切手等という第2回国勢調査は昭和5年国勢調査

第2回国勢調査の記念切手・特殊通信日付印は、前掲の官報の内容から、昭和5年（1930年）の国勢調査を記念したものであることが分かります。

最近では、慣習により、簡易な国勢調査なども含めて通算した回数で呼んでいるようです。いつからそのような呼び方をしたかは、はっきりしませんが、昭和40年国勢調査（簡易な国勢調査）の記念切手は、「第10回国勢調査記念」と表記されています。その後、平成7年（1995年）に第16回国勢調査（簡易な国勢調査）の記念切手が発行され、回数の「16」がデザインされています。

¹ 昭和5年9月18日付け官報（国立国会図書館デジタルコレクション）
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957585/2>

3 国勢調査の根拠法令における回数に係る規定

戦前の国勢調査は、国勢調査ニ関スル法律（明治35年^{1902年}法律第49号）に基づき実施され、第1条で「国勢調査ハ各々おのおの十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス」とされていることから、10年ごとの国勢調査を1回とカウントしたものと考えられます。また、第3条で「**第一回国勢調査**」の用語がでてきます。制定時の第3条には「**第二回**」の用語がでてきます（制定時は、いわゆる「簡易な国勢調査」は存在していませんでした。）。

大正9年（1920年）の第1回国勢調査の次に行われた国勢調査は、大正14年国勢調査です。これは、大正11年に、国勢調査ニ関スル法律が改正され、10年ごとの国勢調査後、5年に当たる年に簡易な国勢調査を施行することとなりました。この改正により、**簡易な国勢調査は大正14年に実施**されることとなりましたが、改正後の同法は、簡易な国勢調査なども含めて通算した回数とするようなルールについては規定されていません。また、その下位法令では、法令名を大正十四年国勢調査施行令（勅令）、大正十四年国勢調査施行規則（閣令）とし、これら法令の本文においても「大正十四年国勢調査」と規定し、「**第二回国勢調査**」とは規定されていません。²

さらに、昭和5年国勢調査でも、その勅令の法令名は、昭和五年国勢調査施行令（勅令）で、同令の本文においても「昭和五年国勢調査」と規定し、「**第二回国勢調査**」とは規定されていません。³

その後の戦前の国勢調査の国勢調査に係る法令でも「**第〇回**」の用語は使用されていません。

戦後の国勢調査は、旧統計法を経て現行統計法で規定されていますが、「**第〇回**」の用語は使用されていません。また、簡易な国勢調査なども含めて通算した回数とするようなルールについても規定されていません。現行統計法では、国勢調査は10年ごとに行うこととされ、このほか、簡易な方法による国勢調査や臨時の国勢調査を行うことができることとされています。したがって、旧統計法や現行統計法における国勢調査の規定では、「**第〇回国勢調査**」の回数の呼称に関しては、何ら規定していないことから、慣習により、簡易な国勢調査なども含めて通算した回数で呼んでいるということだと考えられます。

※国勢調査に係る根拠法の変遷は【参考1】のとおり。

5 おわりに

国勢調査の回数のカウントの考え方は、戦前のように大規模調査のみの回数をカウントする場合と、最近のように簡易な国勢調査なども含めて通算した回数でカウントする場合があることを記録として残し、今後におけるレファレンス業務（調べもののお手伝い）の参考にしようと思います。

（あしがき）

統計局の120周年を記念して作成した「120年の歩み」の年表を見たところ、大正14年^(1925年)のところで「第2回国勢調査を実施する」とあり、そのそばに第2回国勢調査の記念切手の貼ってある「第2回国勢調査の記念絵はがき」が掲載され、次頁の昭和5年^(1930年)のところで「第3回国勢調査を実施する」とあることから、第2回国勢調査はいつなのか調べてみることにしました。今回の調べもので、予断をもって決めつけると…思わぬ落とし穴があることも分かりました。

² 大正14年5月23日付け官報（国立国会図書館デジタルコレクション）
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955971/1>

³ 昭和4年12月28日付け官報（国立国会図書館デジタルコレクション）
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957367/3>

【参考1】国勢調査に係る根拠法の変遷⁴

●国勢調査ニ関スル法律（明治35年法律第49号）【制定時】
第一条 国勢調査ハ各とおのおの十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス
第二条 国勢調査ノ範圍、方法及経費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第三条 第一回国勢調査ハ明治三十八年ニ於テ施行ス但シ第二回ニ限り第一回ヨリ起算シ満五箇年ヲ以テ施行シ爾後第一条ノ例ニ依ル

●明治38年法律第13号による改正後の「国勢調査ニ関スル法律」（改正箇所は下線部）
第一条 国勢調査ハ各とおのおの十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス
第二条 国勢調査ノ範圍ノ方法及経費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第三条 第一回国勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●明治三十五年法律第四十九号中改正法律（大正11年法律第51号）による改正後の「国勢調査ニ関スル法律」（改正箇所は下線部）
第一条 国勢調査ハ各とおのおの十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス
② 前項ノ規定ニ依ル調査後五年ニ該ル年ニ於テ簡易ナル国勢調査ヲ施行ス
第二条 国勢調査ノ範圍ノ方法及経費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第三条 第一回国勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●明治三十五年法律第四十九号中改正法律（昭和14年3月28日法律第33号）による改正後の「国勢調査ニ関スル法律」（改正箇所は下線部）
第一条 国勢調査ハ各とおのおの十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス
② 前項ノ規定ニ依ル調査後五年ニ該ル年ニ於テ簡易ナル国勢調査ヲ施行ス
③ 前二項ノ規定ニ依ル調査ノ外必要アルトキハ臨時ニ国勢調査ヲ施行スルコトヲ得
第二条 国勢調査ノ範圍ノ方法及経費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第三条 第一回国勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●明治三十五年法律第四十九号国勢調査ニ関スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ関スル法律（昭和20年2月9日法律第1号）
明治三十五年法律第四十九号第一条第二項ノ規定ニ拘ラズ国勢調査ハ昭和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

●統計法（昭和22年法律第18号）【制定時の旧統計法第4条】
（国勢調査）
第四条 政府が全国民について行う人口に関する調査で、統計委員会で指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。
② 国勢調査は、これを五年ごとに行わなければならない。
③ 前項の期間の中間において、統計委員会の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。

※附則第21条により「国勢調査ニ関スル法律」は廃止

●行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭和27年法律第260号）附則第6項による改正後の旧統計法第4条（改正箇所は下線部）
（国勢調査）
第四条 政府が全国民について行う人口に関する調査で、行政管理庁長官が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。
② 国勢調査は、これを五年ごとに行わなければならない。
③ 前項の期間の中間において、行政管理庁長官の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。

⁴ 統計図書館ミントピックスNo.21「国勢調査に係る根拠法の沿革—国勢調査に係る統計史料を訪ねて【その6】」。

●統計法の一部を改正する法律（昭和 29 年法律第 65 号）による改正後の旧統計法第 4 条（改正箇所は下線部）

（国勢調査）

第四条 政府が全国民について行う人口に関する調査で、行政管理庁長官が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

② 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行つた年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

③ 前項の期間の中間において、行政管理庁長官の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。

※統計法の一部を改正する法律（昭和 29 年法律第 65 号）附則第 2 項により、「改正後の統計法第四条第二項但書の規定による最初の国勢調査は、昭和三十年に行うものとする。」と規定。

●総理府設置法の一部を改正する等の法律（昭和 58 年法律第 80 号）第 8 条による改正後の旧統計法第 4 条（改正箇所は下線部）

（国勢調査）

第四条 政府が全国民について行う人口に関する調査で、総務庁長官が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

② 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行つた年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

③ 総務庁長官は、必要があると認めたとときは、前項の期間の中間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

●統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律（昭和 63 年法律第 96 号）第 1 条による改正後の旧統計法第 4 条（改正箇所は下線部）

（国勢調査）

第四条 政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務庁長官が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

② 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行つた年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

③ 総務庁長官は、必要があると認めたとときは、前項の期間の中間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

●中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年法律第 160 号）第 171 条による改正後の旧統計法第 4 条（改正箇所は下線部）

（国勢調査）

第四条 政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務大臣が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

② 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行つた年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

③ 総務大臣は、必要があると認めたとときは、前項の期間の中間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

○統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条【現行】

（国勢統計）

第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行つた年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。

※附則第 4 条の規定により「新法第五条第二項本文の規定による最初の国勢調査は、平成二十二年に行うものとする。」と規定。

【参考2】各回国勢調査一覧

回	実施年		区分	備考 (画像：筆者所蔵)
第1回	大正9年	1920年	大規模調査	→ 
第2回	大正14年	1925年	簡易調査	
第3回	昭和5年	1930年	大規模調査	→ 
第4回	昭和10年	1935年	簡易調査	
第5回	昭和15年	1940年	大規模調査	→ 
第6回	昭和22年	1947年	臨時調査	
第7回	昭和25年	1950年	大規模調査	→ 
第8回	昭和30年	1955年	簡易調査	
第9回	昭和35年	1960年	大規模調査	→ 
第10回	昭和40年	1965年	簡易調査	
第11回	昭和45年	1970年	大規模調査	→ 
第12回	昭和50年	1975年	簡易調査	
第13回	昭和55年	1980年	大規模調査	
第14回	昭和60年	1985年	簡易調査	
第15回	平成2年	1990年	大規模調査	
第16回	平成7年	1995年	簡易調査	
第17回	平成12年	2000年	大規模調査	
第18回	平成17年	2005年	簡易調査	
第19回	平成22年	2010年	大規模調査	
第20回	平成27年	2015年	簡易調査	
第21回	令和2年	2020年	大規模調査	

【参考3】昭和40年国勢調査のポスター



戦後～平成27年の国勢調査のポスターで、唯一、簡易な国勢調査なども含めて通算した回数の表記があります。当時は、「第10回」を広報活動のコンセプトとしたものとみられます。